

社会復帰促進等事業の見直しについて（平成23年度予定）

○ 見直しの考え方

行政刷新会議WGにおいて、無駄の排除の徹底の趣旨で「労災保険の社会復帰促進等事業については原則廃止」との事業仕分けの評価結果を受けたことから、その趣旨を踏まえ見直しを実施。

見直しに当たっては、雇用戦略対話における合意「労働者保護のセーフティネット対策としての重要な役割や労使の議論を積み重ねてきた経緯を踏まえる」を踏まえ、事業を廃止すること等により労働者保護の後退を招かないよう留意。

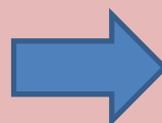
○ 見直し内容

無駄の排除の徹底の観点から、①執行実績が相対的に低い事業、②社会復帰促進等事業として実施する必要性が相対的に低い事業、③所期の目的を達成した事業、④類似事業の存する事業等について、廃止・統合等を行い、事業数及び予算額を削減。

事業数としては、平成22年度106事業を平成23年度見直し後77事業とする（34事業を廃止・統合、5事業新規）。
予算額については、廃止・縮減等により、対前年度▲54億円減とする。

平成22年度予算

事業数 106事業
予算額 818億円



平成23年度見直し後

事業数 77(対前年度▲29)事業
予定額 764(対前年度▲54)億円

【参考】雇用戦略・基本方針2011(抄)(平成22年12月15日「雇用戦略対話」合意)

Ⅱ. 2011年度における主要政策

(3) 雇用を「守る」

③ 労働保険特別会計による事業

- 労働保険特別会計の雇用保険二事業(特定求職者雇用開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、産業雇用安定センター補助金、介護労働安定センター交付金等)及び社会復帰促進等事業(未払賃金立替払制度、被災労働者への義肢・車椅子の支給、アスベストによる健康障害防止対策等)は、労働者保護や雇用のセーフティネット対策としての重要な役割や労使の議論を積み重ねてきた経緯を踏まえるとともに、行政刷新会議の指摘を踏まえた無駄の排除の徹底の観点から点検を行い、より効率的・効果的な事業として、必要な見直しを行った上で、今後とも実施する。